

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月20日に提起した全部公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和3年12月3日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・保育課が所掌する町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、本人以外から個人情報を収集するにあたり、保育課が個人情報保護条例第7条第3項に基づき町長へ届け出た文書。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊広第563号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和4年1月20日に本件処分を不服として、処分庁に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は次の理由から、本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

- (1) 情報公開請求に係る情報の内容は、個人情報保護条例第7条第3項の規定により保育課が町長へ届け出た文書である。
- (2) 当該文書は、個人情報を収集する前に町長に届け出なければならないものである。
- (3) 公開された情報は、個人情報を収集した後に町長に届け出られた文書である。
- (4) 以上の理由から、公開を求めた情報に対する公開の決定がなされていないと考え、審査

を求めるものである。

- (7) 公開を求めた情報は、「町立保育所民営化移管先選定委員会事務において個人情報保護条例第7条第3項に基づき町長へ届け出た文書」である。
- (8) 同項の規定は、本人以外から個人情報を収集する前に町長へ届け出を行うことを義務づけている。これは、個人情報の収集にあたっては、原則本人から収集すべきものであるのに対し、例外として本人以外から収集する際に、より収集の制限がなされるものであると解する。
- (9) 個人情報を収集後に行った届出は、同項の趣旨にそぐわず、また、あくまで無届状態を解消したに過ぎず、それをもって届出がなされたと判断すべきでない。
- (10) これを認めれば、条例等で規定する適切な時期に実施すべき事務を怠った場合、事後に実施すれば条例上問題ないということになる。
- (11) 登録簿の縦覧をもって一定の目的の代用ができていて、と町は主張するが、公開を求めた情報は、同項の規定により町長へ届け出た文書である。
- (12) 当該登録簿は一般の縦覧に供す前に町長への届出が義務づけられているにもかかわらず、その届出は行われていない。
- (13) よって公開された情報は、公開を求めた情報に該当しないと考える。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 審査請求にいう届出がないことは事実であり、処分庁も肯定している。
- (2) 令和3年6月7日に審査請求人から当該届出がなされていないとの指摘を受け、個人情報保護条例所管課より、現時点からでも無届状態を是正することを審査請求人に申し出て、処分庁に対し届出を行うよう指導を行ったことを受け、処分庁が同年6月30日付で提出したものである。
- (3) 処分庁としては、公開文書が本件公開請求の対象文書であると判断している。
- (4) 届出時期については、個人情報の収集後ではあるが、これは無届状態の是正のために行ったものであり、一般の縦覧に供することで、届出の主たる目的である一般への周知は達成していると考ええる。
- (5) 届出の趣旨は、個人情報の本人収集の原則に対して、本人以外から収集した場合の各事項を一般に縦覧することが目的であるが、登録簿の縦覧をもって一定の目的の代用ができていると考える。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

本件公開請求について、全部公開決定されており、審査請求の利益がない。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、審査請求の利益がないと判断する。よって行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月17日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。